

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	南神山地区 ( 南神山 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ほ場整備を受けた農地で構成され、3者の担い手が営農している地域であり、およそ7割が担い手に集積されている。

この集積状況を維持していくために、各担い手への作業効率の向上を目指し、農地の集約化など、必要な措置を検討する必要がある。

また、地区内では穴倉川から鹿の侵入があり、作物が被害を受けることから川に面した農地の獣害対策が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻の作付けが中心であるが、担い手が小麦、大豆などの作付けを行っており、今後もこれら作物の作付けを進めていく。そのためには補助金を活用しながら獣害の被害を防ぐための対策を行いたい。

担い手への集積化が進んでいるので、引き続きこの状況を維持できるよう、地域と担い手との体制構築が必要。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 老朽化した柵や未設置の箇所を中心に獣害対策の助成を活用しながら設置を検討していく。
- ③ 作業効率化を図れる設備投資については、助成等の活用も視野に取り入れられるものを検討していく。